

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	入居の承継の承認		
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 27 条第 6 項		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 11 条第 1 項	
	基 準	<p>法施行規則第 11 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>○法施行規則第 11 条第 1 項 次に該当する場合は、承認しない。</p> <p>(1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が 1 年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)</p> <p>(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第 9 条第 1 項に規定する金額を超える場合</p> <p>(3) 当該入居者が法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であった場合</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2~3 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名 )</p> <p>協議機関 日 (機関名 )</p> <p>処分機関 2~3 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			